

## 庄原市地域公共交通会議 運賃ワーキングの設置について

### 1. 趣旨

令和5年10月1日より、道路運送法及び施行規則が改正されたことにより、従来、地域公共交通会議にて協議されていた「運賃の協議」について、別途、「運賃協議会」等において行う必要となった。

(資料1-1参照)

この運賃協議会は、地域公共交通会議のワーキングとして位置づけることが可能となっていることから、庄原市地域公共交通会議運営要綱第8条に基づき、運賃ワーキングを設置し、「運賃の協議」に関する取りまとめを実施することとする。

<参考>庄原市地域公共交通会議運営要綱

(ワーキング会議)

第8条 所掌事務に関する具体的事項について、調査、研究及び検討するため、交通会議にワーキング会議を置くことができる。

- 2 ワーキング会議は、交通会議が必要と認めた者により構成する。
- 3 ワーキング会議の座長は、ワーキング会議を構成する者のうちから会長が指名した者とする。
- 4 ワーキング会議の会議は、座長が招集し議長となる。

### 2. 運賃ワーキングの構成員

この度の改正に伴う「運賃協議会」等の法定メンバーは次のとおり定められており、庄原市地域公共交通会議 運賃ワーキングは、下表の構成員で設置を行う。

#### 【法定メンバー】

- ・市町村又は都道府県
- ・当該運賃等を定めようとする、旅客自動車運送事業者
- ・当該路線等を管轄する地方運輸局長
- ・市町村の長又は都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

|  | 組織等                           | 備考 |
|--|-------------------------------|----|
| 市町村又は都道府県                                    | 庄原市生活福祉部                      | 座長 |
| 当該運賃等を定めようとする、<br>旅客自動車運送事業者                 | 交通事業者                         |    |
| 当該路線等を管轄する地方運輸<br>局長                         | 中国運輸局広島運輸支局長                  |    |
| 市町村の長又は都道府県の知事<br>が関係住民の意見を代表する者<br>として指名する者 | 住民又は利用者等の代表<br>(例：自治振興区、学校など) |    |

## 改正の趣旨

- 地域公共交通において、地域の関係者の連携・協働の一層の促進や地域に根差した輸送サービスの充実のためには、タクシーの運賃についても、地域の関係者間の協議が調ったときは、国土交通大臣への届出による運賃設定を可能とする 協議運賃制度を創設(乗合バスについては平成18年度創設)。
- 一方、運賃の協議にあたっては、独占禁止法に抵触することのないよう、地域公共交通会議(地交法の法定協議会を兼ねる場合も含)に他の運送事業者や各モードの労働組合、バス協会やタクシー協会等の業界団体が含まれる場合には、法定のメンバーによる別途の協議会をもって協議する必要があることから協議における法定のメンバーを法に明記。

## 運賃協議のあり方について

地域公共交通会議  
(地交法の法定協を兼ねる場合含)

- 【地域公共交通会議と協議運賃の協議会開催のタイミング例】
- ◆ 地域公共交通会議終了後、法定のメンバーのみを残して運賃を協議
  - ◆ 地域公共交通会議開始前、法定のメンバーが先に集まり運賃を協議
  - ◆ 地域公共交通会議と別日に協議



地域公共交通会議の「運賃WG」として設置することも可。

協議結果の共有。

○バス・タクシーの運賃を協議するための協議会  
(道路運送法第9条第4項、第9条の3第3項)

- 【法定のメンバー】
- 市町村又は都道府県
  - 当該運賃等を定めようとする、旅客自動車運送事業者
  - 当該路線等を管轄する地方運輸局長
  - 市町村の長又は都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

意見を反映

※正当な理由があれば必ずしも反映させる必要はない

- 【意見反映の方法(例)】
- ◆ 公聴会
  - ◆ パブリックコメント
  - ◆ アンケート調査
  - ◆ 住民説明会
  - ◆ 関係者へのヒアリング

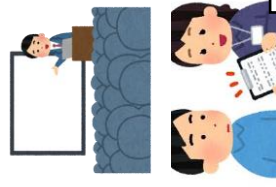


【協議にあたって留意点等】

- 運賃を設定しようとする事業者が複数ある場合、1事業者毎に協議が必要(例: 区域運行のエリアを複数の事業者で担う場合)
- 協議会の名称は運賃WG、運賃協議会など自由に設定可能
- タクシーの特定地域、準特定地域での協議運賃設定は不可
- 協議が調った場合、協議が調ったことを証する書面が必要(自治体で作成することを想定)

○住民、利用者、その他利害関係者の意見を反映させる措置が必要

(道路運送法第9条第5項、第9条の3第4項)



※地域公共交通会議に住民代表が参加している場合であっても、意見反映措置は必要  
※関係者ヒアリングによる場合は住民説明会とのセット